

令和6年度 東京都の個人情報保護制度の運用状況について

【ポイント】

- 保有個人情報の開示・訂正・利用停止の決定件数は4,013件であり、前年度と比べて363件(9.9%)増加。近年は令和2年度を除き、増加傾向
- 保有個人情報開示請求について、令和6年4月から電子申請による受付を開始。令和7年2月からスマートフォンを利用した本人確認や申請が可能となるなど、利便性を向上

【概要】

- 保有個人情報開示請求について
 - ・ 開示請求に対する決定件数は4,003件で、内容別の決定状況を見ると、生活安全相談関係1,146件(28.6%)、診療情報関係694件(17.3%)及び110番処理関係531件(13.3%)が上位

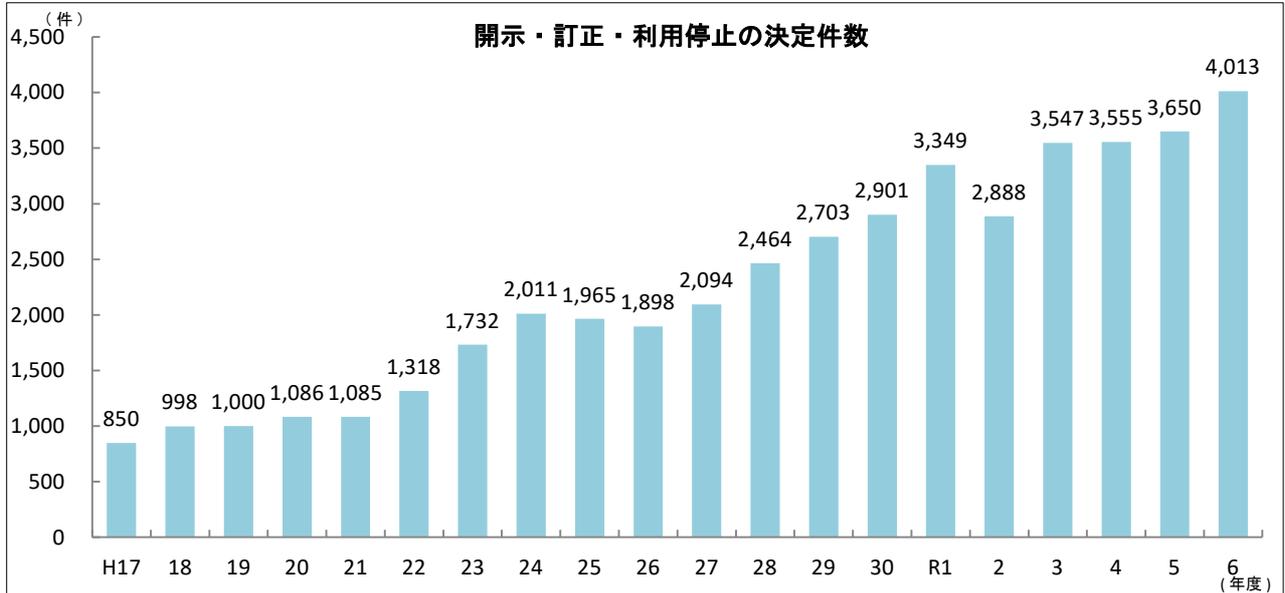
1 保有個人情報

(1) 開示・訂正・利用停止請求の処理状況

(単位:件)

年度	総計	開示計	開示				訂正計	訂正			利用停止計	利用停止		
			開示	部分開示	不開示	不存在等		訂正	一部訂正	不訂正等		利用停止	利用一部停止	利用不停止等
令和6年度	4,013	4,003	1,055	2,526	100	322	6	0	0	6	4	0	0	4
令和5年度	3,650	3,638	935	2,344	89	270	7	1	0	6	5	0	0	5

※ 「不存在等」は不存在、存否応答拒否及び却下相当の不開示の合計、「不訂正等」は不訂正及び却下相当の不訂正の合計、「利用不停止等」は利用不停止及び却下相当の利用不停止の合計です。



(2) 開示決定等の内容別の決定状況(上位5件)

順位	請求内容	決定件数(件)	決定件数全体に占める割合(%)	所管局
1	生活安全相談関係	1,146	28.6	警視庁
2	診療情報関係	694	17.3	東京都立病院機構
3	110番処理関係	531	13.3	警視庁
4	児童相談関係	236	5.9	福祉局
5	事件相談受理関係	138	3.4	警視庁
上位5件の計		2,745	68.6	-

(裏面に続く)

(3) 保有個人情報を取り扱う事務の状況

都の機関等は、保有個人情報を取り扱う事務を開始、変更又は廃止しようとするときは、個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項各号に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けることになっています。

令和6年度末時点での登録簿の総数は、4,970件です。

(単位：件)

年度	開始	変更	廃止	登録簿の総数
令和6年度	175	133	88	4,970

2 個人情報保護審査会の運営状況

(単位：件)

年度	新規諮問	答申			諮問 取下げ	審査会 開催回数 (うち総会回数)	審議中	
		妥当	一部 認容	認容				
令和6年度	132	27 (36)	23	4	0	3	31回 (1回)	163
令和5年度	51	42 (155)	40	2	0	15	31回 (1回)	70

※ 新規諮問の内訳は、令和6年度は、開示請求90件、訂正請求18件、利用停止請求24件であり、令和5年度は、開示請求41件、訂正請求10件、利用停止請求0件である。

※ 「新規諮問」「答申」「諮問取下げ」は各年度における件数。「答申」の括弧内は答申のあった諮問の件数

※ 「審議中」は各年度末時点において諮問されている案件（答申に至っていない案件）の総数

3 相談の受付状況

令和6年度に受け付けた個人情報保護に関する相談についての相談事項の内訳は次のとおりです。

(受付件数：件、割合：%)

区分	受付件数	割合	相談事項		
			都民・消費者	事業者	行政機関
個人情報の管理に関する こと	55	25.9	51	3	1
個人情報の取得・利用	44	20.8	43	0	1
本人関与の仕組みに関する こと	39	18.4	38	1	0
個人情報の第三者提供に 関すること	18	8.5	18	0	0
その他	56	26.4	55	1	0
合計	212	100	205	5	2